

入 札 公 告

公告第24号

下記の工事について制限付一般競争入札を施行するので、工事の内容並びに入札参加申請の受付及び受付の期間及び方法等を次のとおり公告する。

令和4年6月15日

水巻町長 美 浦 喜 明

工事名	吉田第1汚水幹線管渠築造工事												
工事場所	水巻町吉田南三丁目地内												
工期	契約日から 令和5年1月27日まで												
工事概要	<table> <tr> <td>開削工事</td><td>数量</td></tr> <tr> <td>工事延長</td><td>143.3m</td></tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管φ200mm</td><td>143.3m</td></tr> <tr> <td>1号組立マンホール内径900mm</td><td>2基</td></tr> <tr> <td>0号組立マンホール内径750mm</td><td>2基</td></tr> <tr> <td>舗装面積 t=50mm</td><td>486.0m²</td></tr> </table>	開削工事	数量	工事延長	143.3m	硬質塩化ビニル管φ200mm	143.3m	1号組立マンホール内径900mm	2基	0号組立マンホール内径750mm	2基	舗装面積 t=50mm	486.0m ²
開削工事	数量												
工事延長	143.3m												
硬質塩化ビニル管φ200mm	143.3m												
1号組立マンホール内径900mm	2基												
0号組立マンホール内径750mm	2基												
舗装面積 t=50mm	486.0m ²												
予定価格	18,994,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く)												
最低制限価格	15,196,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く)												
工事費内訳書の提出	有り												
入札日時及び場所	令和4年7月12日 9時00分 水巻町役場 別館第2会議室												
入札保証金	免除												
契約保証金	請負金額300万円以上の場合 必要 (契約締結時に請負金額の10%以上を付すこと。履行保証保険も可)												
契約条項を示す場所	水巻町役場財政課管財係												
議会の議決	不要												
参加条件	(1) 水巻町建設工事競争入札参加者の資格等の決定に関する規則(昭和52年規則第5号)第7条に定める令和4年度建設工事に資格者名簿(町内業者名簿)に登録されていること(ただし、前年度同名簿から継続して登録されている者に限る) (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づく主任技術者又は監理技術者を配置できること (4) 令和4年度建設工事に資格者名簿上の建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の土木一式の総合点数が、 602 点以上であること (5) 水巻町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和63年告示第39号)の規定に基づき、現に指名停止措置を受けていないこと (6) 現に、町の入札発注に係る建設工事(請負金額130万円未満を除く)を施工中(共同企業体の構成員を含む)でないこと (7) 本案件の公告から入札までにおいて、当町発注に係る他の建設工事の落札者でないこと (8) 水巻町内に本店又は支店(営業所を含む)を有していること												
	1. 入札参加申請書等の交付 入札参加申請書等(設計図書を含む)は、次のとおり水巻町公式ホームページ(行政情報内)に掲載するので、ダウンロードして使用すること。ただし、ダウンロードできない場合は、管財係窓口での書類の閲覧(コピー可。但し、コピー料実費負担。事前連絡が必要)とする。 (1) 水巻町公式ホームページアドレス https://www.town.mizumaki.lg.jp/ 掲載は、公告日から入札日まで 2. 入札参加申請書等の提出 (1) 提出書類												

入札参加申請等	入札参加希望者は、次の各号に掲げる書類を提出すること。 ① 競争入札参加申請書 ② 類似工事施工実績調書 ③ 配置予定技術者調書 (2) 提出方法 郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる） ※窓口持参やファックスによる提出は受け付けできません。 宛先 〒807-8501 遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号 水巻町役場 財政課管財係 行 (3) 提出期限 令和4年6月22日（当日の消印有効） (4) 複数申請における申請書類の一括郵送について 内容は注意事項参照 3. 入札参加資格の審査結果通知 (1) 通知方法 郵送（資格無しの場合は、電話通知有り） (2) 通知期日 令和4年6月29日発送 (3) 入札日までに通知が届かないときは、管財係まで電話で問い合わせること。
建設工事質疑書の受付期間、受付方法	公告の日から令和4年7月5日まで 財政課管財係宛FAX（201-4423）または、メール（kanzai@town.mizumaki.lg.jp） ※質疑がある場合のみ提出。 ※申請書類と同封可。
入札時の失格、無効	1. 入札時の失格 入札をしようとする者が次のいずれかの一に該当するときは、その者を失格とし、入札ができないものとする。 (1) 入札開始時刻に現れないとき (2) 法令に違反したとき (3) 入札書が到着しないとき (4) 工事費内訳書の提出がないとき (5) 入札者の代理人が入札行為に係る委任状を持たないとき (6) 入札会場において入札執行者の指示に従わないとき 2. 入札の無効 入札者の入札が次の各号の一に該当する場合は、その者の入札を無効とする。 (1) 入札書に金額の記載のないものを提出したとき (2) 法令又は入札に関する条件に違反したとき (3) 同一入札者が2以上の入札をしたとき (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できないとき (5) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できないとき (6) 入札書に記載された金額と、工事費内訳書に記載された金額が一致しないとき
その他	(1) 入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税を除いた額）を入札書に記載する。 (2) 入札は、1回とする。 (3) 入札者は、入札について、談合またはなんらの協議もしてはならない。 (4) 一旦、提出した入札書の書き換え、差し替え、撤回はできない。 (5) 契約にあたっては、水巻町建設工事請負契約約款による。 (6) 落札者が契約書の作成を申し出ることができる期限は、落札日から10日以内とする。 (7) 下請工事を行う場合は、下請金額にかかわらず施工体制台帳及び施工体系図、下請契約書（写）を提出すること。 (8) この入札に参加した業者は、この工事の下請業者となることはできない。
問い合わせ	遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号 水巻町役場 財政課 管財係 電話 093-201-4321
注意事項	制限付一般競争入札に係る工事の入札参加を複数申請する場合、申請書類を同一郵便で提出することができる。ただし、封筒には複数の工事名を記載すること。